島根県報

平成25年４月30日（火）
第２，４９１号
(毎週火・金曜日発行)
http://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　　次

【告　示】

平成25年５月臨時議会の招集　（財　政　課）　2

【公　告】

平成25年度製菓衛生師試験の実施　（薬 事 衛 生 課）　2

開発行為に関する工事の完了　（都 市 計 画 課）　3

【選管告示】

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出をすることができない団体　3

【漁調委指示】

沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限　4

つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限　4

告　　　示

島根県告示第323号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第１項及び第102条第３項の規定により、次の事件を付議するため、平成25年５月８日臨時県議会を松江市に招集するので、同法第101条第７項及び第102条第４項の規定により告示する。

平成25年４月30日

島根県知事　溝　口　善兵衛

付議事件

１　常任委員の選任について

２　議会運営委員の選任について

３　特別委員会の設置及び委員の選任について

４　唐鐘漁港で発生した事故に係る和解について

５　唐鐘漁港で発生した事故に係る損害賠償について

公　　　告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第４条の規定により、平成25年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第２条の規定により公告する。

平成25年４月30日

島根県知事　溝　口　善兵衛

１　試験期日

平成25年７月３日（水）

午前10時30分から午後０時30分まで

２　試験場所

松江市殿町158

島根県民会館　大会議室

３　試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

４　受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において１年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

⑵　学校教育法第57条に規定する者であって、２年以上菓子製造業に従事したもの

５　出願の方法

⑴　提出書類

製菓衛生師法施行細則第３条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

⑵　受験願書の提出

ア　県内居住者は、平成25年５月１日（水）から同年６月４日（火）までに住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ　県外居住者は、平成25年５月１日（水）から同年６月４日（火）までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成25年６月４日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

⑶　受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

６　受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めた者には、受験票を送付する。

受験票が平成25年６月26日（水）までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）。

７　合格者の発表

平成25年８月９日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

８　その他

⑴　受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町128番地　電話0852－22－6487）にすること。

⑵　平成24年度の試験問題及び解答については、島根県県政情報センター（松江市殿町１番地　県庁第３分庁舎（旧博物館）旧館１階　電話0852－22－6139）及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

平成25年４月30日

島根県知事　溝　口　善兵衛

１　開発区域

安来市安来町字外浜933番１、933番３、961番１、961番２、962番１、962番４、934番１、933番２

面積　3,833.49平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町899番地１

社会医療法人　昌林会

理事長　杉原　建

選　挙　管　理　委　員　会　告　示

島根県選挙管理委員会告示第16号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第２項の規定により、平成25年４月２日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第３項の規定により告示する。

平成25年４月30日

島根県選挙管理委員会委員長　津　田　和　美

その他の政治団体

名　　称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
鴻志会	安部　茂樹	安部　由利子	松江市八束町二子935
新生高山21世紀の会	武田　廣司	木村　悦子	大田市大代町大家1609

波田英機後援会	三浦　信治	滝口　貞雄	益田市大草町246－18
藤田あきひろ後援会	安部　信一郎	秋原　司	松江市八雲町熊野518
布野宏定後援会	吾郷　修	布野　知子	出雲市高松町611－２
堀江清一後援会	西本　潔	堀江　太郎	益田市高津５－21－13
前田士を囲む会	村上　幹朗	岡崎　純二	益田市高津５－30－14
全国障害者団体連合会	高橋　秀明	斉藤　文雄	松江市乃木福富町592
日本医道倫理調査会	高橋　秀明	斉藤　文雄	松江市学園１丁目７－30

漁　業　調　整　委　員　会　指　示

隠岐海区漁業調整委員会指示第25－１号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定により、沿岸いか釣漁業（総トン数３トン以上５トン未満の船舶を使用するものに限る。）及び小型いか釣漁業（総トン数５トン以上10トン未満の船舶を使用するものに限る。）の操業について、次のとおり制限する。ただし、適用する海域は、島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内とする。

平成25年４月30日

隠岐海区漁業調整委員会会長　葛　西　清　秀

１　操業の承認

沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業を営もうとするものは、船舶ごとに別に定める取扱要領及び取扱方針に基づき、本委員会の操業承認を受けなければならない。

２　操業禁止海域

小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。ただし、するめいか以外のいか類を採捕の目的とし、かつ、手釣又は竿釣により採捕する場合を除く。

⑴　島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

⑵　次の各線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（前号に掲げる海域を除く。）

ア　島根県隠岐郡西ノ島町冠島東端と同郡海士町野田埼東端とを結んだ線

イ　島根県隠岐郡海士町知々井埼東端と同郡知夫村竹島東端とを結んだ線

ウ　島根県隠岐郡知夫村帯ヶ埼西端と同郡西ノ島町赤灘鼻南端とを結んだ線

３　電気設備等の使用制限

⑴　１隻につき集魚灯に使用できる電球の数は、６個を越えてはならない。

⑵　電球１個あたりの消費電力の最高限度は、３キロワットとする。

⑶　２隻以上の船舶を連結して操業してはならない。

４　承認の取消し

本委員会は、漁業調整上必要があると認められるとき、又は当該指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

５　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年５月１日から平成28年４月30日までとする。

隠岐海区漁業調整委員会指示第25－２号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定により、つけ漁業（しいらつけ漁業を含む。以下同じ。）保護のため、他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

平成25年４月30日

隠岐海区漁業調整委員会会長　葛　西　清　秀

１　制限の内容

つけ漁業によるものを除くほか、毎年６月１日から10月31日までの間、つけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、つけ漁業において当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りでない。

２　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年６月１日から平成28年５月31日までとする。